

《学校感染症患者出席停止通知書 兼 治癒証明書》記入のご依頼

本学では、学校感染症に罹患あるいは罹患した疑いがあり、他への感染の恐れがある場合、学校保健安全法に基づき出席停止を規定しています（学校法人高砂学園学校保健安全管理規程）。お手数をおかけしますが、他者への感染の恐れがなくなり、登校に支障がなくなりました際には、下記届にご記入頂きますようお願い申し上げます。

園名 羽島幼稚園

氏名 _____

1. 上記の者について、次の病気(○印)と診断しました。
2. 上記の者について、次の病気により _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 日間)まで出席を停止したことを認めます。

種類	○印	病名	出席停止期間の基準 <small>(※ただし、医師が伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)</small>
第1種		病名()	治癒するまで
第2種		インフルエンザ(型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種		コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		(下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)	
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで
		手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態の安定するまで
	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態がよければ登校(園)可能	
	その他()	症状が改善し、全身状態の良くなるまで	

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

「通常出席停止の措置は、必要ないと考えられる感染症」アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)・伝染性膿痂疹

平成 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____ (印)